

答 申 第 2 号  
平成22年 2月24日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年 3月27日付け青建第873号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

弘前南高校体育館大規模改修に係る事前調査関係文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、第 2 の 1 (1) に係る行政文書を不開示としたことは、妥当ではない。

実施機関は、「弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事 設計書」の一部である「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第 1 項又は第 2 項の決定を行うべきである。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年 1 月 5 日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、平成19年度に行われた弘前南高校第一体育館大規模改修工事に関わる次の行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料
- (2) 平成19年10月 3 日に教育庁学校施設課、中南地域県民局地域整備部建築指導課、建築住宅課間で行われた協議に係る出張命令簿及び復命書（添付文書があればその添付文書を含む。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記 1 (2) に係る行政文書については、次の行政文書を特定し、開示する一方で、上記 1 (1) に係る行政文書については、「事前調査は行っておりません。したがって、開示請求された行政文書は保有していません。」との理由から開示しないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年 1 月15日、異議申立人に通知した。

- (1) 旅行管理簿

- (2) 平成19年10月3日の出張に係る復命書
- (3) 県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（雨漏り防止工事）（以下「本件工事」という。）における工事内容の変更比較表（変更案1）及び（変更案2）
- (4) 変更案1の概算額及び変更案2の概算額
- (5) 施工業者から報告のあった「屋根調査及びモルタル部浮き・クラック調査の結果」

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年2月5日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求によって開示された「復命書」によれば、「なお、この工事については発注前（H19.5.15）、「今回工事物件の壁コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ（昨年度設計委託で実施）値で疑義があり、工事前に耐震診断すべきと思われる」旨で建築住宅課と協議したが、その結果、依頼内容どおり、建築住宅課より発注依頼があったものである。（別添資料 予定工事の内容に関する報告書）」と、事前調査を行っていることが確認できるに足る情報が記載されている。加えて、前記「別添資料」には、「重要説明事項」として「当方から学校施設課に対しては、再三に渡って当該建築物の耐震診断の実施とその結果を踏まえての工事実施を要望してきているところですが、……当該建物を補強するためには、耐震診断を実施した上で、適切な耐震補強を検討の上、別途工事を実施する必要があることを改めて申し添えます。」と、補修工事前に当該建築物の状況について相当な程度に把握していたことがうかがえる記載もされている。

以上のことから、本件処分には、意図的な情報隠しが疑われる状況がうかがわれ

るものである。

## (2) 理由説明書に対する反論

ア 本件開示請求の内容は「平成19年度に行われた弘前南高校第一体育館大規模改修に関わって、当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料」であり、本件開示請求は平成21年1月5日付けで行われたものである。そして、本件開示請求に対しては、平成21年1月15日付けで一部開示決定処分がなされた。したがって、本件開示請求の対象として特定される文書が、本件開示請求後の、そして、本件処分後の開示請求によって開示されたからといって、本件処分はそのまま存在するのであり、そのことをもって異議申立てに理由がないとする実施機関の主張には合理性がない。

イ また、実施機関は理由説明書において、「「コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ値」については、「事前調査」ではなく「設計委託時に実施した試験」の結果である」とあることをもって、事前調査を行っていないとすることについて理由付けを試みている。しかし、「なお、この工事については発注前（H19.5.15）……「工事前に耐震診断すべきと思われる」とした文書が存在していること、及び平成19年10月3日に開催された教育庁学校施設課との「営繕工事打合せ」時に提示した資料に「重要説明事項」として、「当方から学校施設課に対しては、再三に渡って当該建築物の耐震診断の実施と……」との記載がなされていることに照らすと、実施機関においては工事前から建物についての調査を行っていたであろうということが相当程度推認できる事情がうかがえる。そうでなければ、「再三に渡って……」とする事実について、具体的に示した上でなければ説明責任が果たされないものと解される。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

- 1 異議申立人の主張する、「今回工事物件の壁コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ（昨年度設計委託で実施）値」については、「事前調査」ではなく、「設計委託時に実施した試験」の結果である。

なお、異議申立人は、平成20年12月25日付けの行政文書開示請求書において、「開示請求する行政文書の名称」欄に「平成19年度に行われた弘前南高校第一体育館改修工事に関わって県が支出した金額の分かるもの。ただし、事前調査、設計を含む業者

別支出金額。」と記述しており、「事前調査と設計」を別のものと認識している。

よって、請求人の請求する事前調査内容の分かる行政文書を保有していないと回答したことは、妥当と考える。

- 2 なお、異議申立人が請求する行政文書が「壁コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ（昨年度設計委託で実施）値」であれば、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験データ」名の文書が該当する。この文書については、平成21年1月22日付けの開示請求に対し、同年2月2日付け指令第137号で開示済みである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件異議申立ての対象について

異議申立書及び反論書の記載を踏まえると、異議申立人は、本件処分のうち、第2の1(1)の「当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料」に係る行政文書について、実施機関が保有していないことを理由に不開示としたことを不服として、異議申立てを行ったものと認められる。

よって、本件異議申立ての審査は、平成19年度に行われた本件工事に関わる「当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料」（以下「本件対象文書」という。）の存否について判断するものである。

### 3 本件対象文書の存否について

#### (1) 不存在の態様

ア 実施機関は、理由説明書において、本件対象文書を不開示とした理由について、次のとおり述べている。

- (ア) 異議申立人が本件対象文書に該当すると主張する、「壁コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ値」は、「事前調査」ではなく、「設計委託時に実施した試験」の結果であること。
- (イ) 別件の平成20年12月25日付け開示請求書（以下「別件開示請求書」という。）の記載内容から、異議申立人は、「事前調査」と「設計」を別のものと認識していること。

イ また、実施機関は、理由説明書において、「異議申立人が請求する行政文書が「壁コンクリートのコアサンプル圧縮強度試験データ値」であれば、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験データ」名の文書が該当する。」とも述べているところである。

(2) 本件開示請求に係る開示請求書の記載について

ア 実施機関は、別件開示請求書の記載内容から、「異議申立人が「事前調査」と「設計」を別なものと認識している」と判断して、本件工事において設計委託時に実施した調査とは別の「事前調査」は行っていないことを理由に、本件対象文書を不開示としている。

イ 本件開示請求に係る開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄には、平成19年度に行われた本件工事に関わる、「当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料」と記載され、「事前調査内容」について、例えば、設計委託時に実施した調査を除くなど限定的な記載はなく、そこからは実施機関が主張するような「「事前調査」と「設計」を別なものと認識している」との異議申立人の意図を読み取ることはできない。

ウ そこで、実施機関に対して、開示請求書に「事前調査」について限定的な記載がないにもかかわらず、別件開示請求書の記載を参考に、「異議申立人が「事前調査」と「設計」を別なものと認識している」と判断した理由について説明を求めたが、実施機関は、理由説明書と同様の主張を繰り返すのみであり、本件処分に当たり、実施機関が、「事前調査」には設計委託時に実施した調査を含めないとする異議申立人の請求意図を確認していたなどの特段の事情があったとは認められない。

エ これらのことからすると、本件開示請求に係る開示請求書の記載は、これを文言どおりに解釈し、本件工事の実施に当たり、その施工前に実施機関が行った体育館建物を対象とする調査全般を指すものと解することが相当である。

(3) 本件対象文書として特定されるべき行政文書について

ア 実施機関は、本件開示請求の対象が、設計委託時に実施した調査結果であれば、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験データ」が本件対象文書に該当する旨を述べている。

当該データは、本件工事の設計段階において実施した調査に係るものであるため、本件対象文書に該当することは明らかである。

イ また、当審査会が実施機関に対し、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験データ」以外に、本件対象文書は存在しないのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、その他の文書は「存在しない」と述べている。

ウ 当審査会が、実施機関から、本件工事に係る設計業務委託の成果品である「弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事 設計書」の提示を受け、その内容を確認したところ、同設計業務委託における体育館建物の調査は、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」以外には実施されていないことが確認された。また、当審査会が調査したところでは、当該設計業務委託による調査以外に、実施機関が体育館建物を別途調査した事実は認められない。

エ このことからすると、本件対象文書として特定されるべき行政文書は、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書であると認められ、それ以外の本件対象文書について、その存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(4) 以上から、実施機関は、本件対象文書として、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書を保有していると認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当ではなく、また、実施機関は、本件対象文書として「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書を保有していると認められるので、第1のとおり判断する。

#### 5 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次の点を付言する。

実施機関は、異議申立人に本件開示請求の内容を確認することもなく、別件開示請求書の記載を理由に、「異議申立人が「事前調査」と「設計」を別のものと認識している」と判断した上で、本件対象文書を保有していないとして不開示としている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書に記載された文言を予断を持たずに解釈すると、異議申立人が開示を求める行政文書は、3(2)でも述べたとおり、本件工事の実施に当たり、その施工前に実施機関が行った体育館建物を対象とする調査全般に係るものと解されることは明らかである。

実施機関のこのような対象行政文書の特定の仕方は、「不存在」となる方向に限定して開示請求書の内容を解釈したもので、本来開示されるべき行政文書が開示請求者には開示されないこととなるため、し意的な対応であったとの非難を免れられない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が対象行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。

特に「不存在」を理由に不開示決定を行う場合には、みだりに「不存在」となる方向に対象行政文書を限定して解釈することがあってはならない。仮に、開示請求書に記載の文言自体から複数の解釈が可能となる場合において、「不存在」となるような特定をする際には、少なくとも開示請求者に対して、その真意を確認することが必要である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。



別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3 月27日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 4 月17日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 4 月24日 (第154回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 5 月11日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 5 月22日 (第155回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 6 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 6 月26日 (第156回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月24日 (第157回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月28日 (第158回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月18日 (第159回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年10月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。

平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 1 月22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 2 月17日 (第 1 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成22年 2 月24日現在)